

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年7月4日答申分

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400047 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2400030 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成6年9月1日から平成7年10月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年9月から平成7年9月までの標準報酬月額については、16万円から22万円とする。

平成6年9月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年9月1日から平成7年10月21日まで

私が勤務していたA社の同僚の年金記録の訂正請求について、東海北陸厚生局から照会を受けた。当時の給与明細書は残っていないが、同僚と同様に、私の年金記録についても調査の上、正しい記録にしてほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間に係る標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月21日より前の同年10月11日付けで、平成6年及び平成7年の定時決定による標準報酬月額の記録が取り消され、平成6年9月1日に遡って16万円に減額処理されていることが確認できる。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、請求者と同様に標準報酬月額の記録が平成6年9月1日に遡って減額処理されていることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を担当していた元役員及び元経理担当者は、請求期間当時、同社は社会保険料を滞納しており、これを解消するために社会保険事務所（当時）に相談し、従業員の標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成7年10月11日付けで行われた標準報酬月額の遡及減額処理は事実に即した記録となっておらず、請求者について、平成6年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとはいえないことから、当該遡及減額処理に係

る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成6年9月1日から平成7年10月21日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。